

**令和7年度 おためし BIZ 推進事業業務委託
公募型プロポーザルにおける審査について**

(目的)

第1条 この基準は、「令和7年度 おためし BIZ 推進事業業務委託」に係るプロポーザルの審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査委員会)

第2条 審査は北九州市が設置する審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 委員会の委員の定数は、5人以内とする。

3 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立する。

(審査基準)

第3条 審査は、別紙に掲げる項目に関して行うものとする。

2 各評価項目の合計点は、委員1人あたり 150 点とする。

(審査評価及び採択)

第4条 審査は、前条に定める評価項目の各配点に応じた評価を委員が行うものとする。ただし、委員が所属する機関及びこれに類すると認められる機関から提出された事案については、当該委員は審査を行うことができない。

2 委員会は前項の各委員の評価を基に総合的な評価を行い、合議により採択に適した案件を決定する。

3 提案事業者が1者のみの場合は、合計評点が6割を超えていることを選定の基準とする。

4 2者以上で委員の評価が同点となった場合は、別紙に掲げる項目のうち、最重要項目及び重要項目の合計点数によって決定する。

(その他)

第5条 この基準に定めるほか、受託候補者の特定に必要とする事項については、審査委員会が定める。

付 則

この基準は令和7年4月11日に施行する。

審査方法

「提案書」、「見積書」により、評価表に基づいて総合的に審査を行う。審査にあたっては、評価項目ごとに以下に示す評価基準に従って5段階で評価を行い、評価点を基に審査員の合議により、最終的な業者の選定を行う。

評価項目

項番	評価項目	評価の視点
1	基本コンセプト	①全体を通しての基本方針・コンセプトがしっかりしているか ②先進性や独自性があると言えるか
2 ※	企業の開拓・誘致コーディネーターの配置	①広く首都圏等の企業情報を収集できる体制・人材であるか ②仕様書に記載する条件を具備した人材を配置しているか (過去の実績、首都圏等企業とのネットワークがあるか) ③市が誘致を行いたい企業群へ効果的なアプローチが可能か ④大手 IT 企業等の重点企業に特化した開拓が可能か ⑤首都圏等でのイベント、本事業への参加を促進するスキームであるか
3 ※	首都圏等でのイベントプロモーションの実施	①イベントの内容、開催時期等が効果的なものであるか (市が誘致を求めるターゲットの設定や工夫、開催環境(場所、日程、体制等)に配慮しているか) ②効果的な情報発信にあたり、PRの媒体や手法、ターゲットや工夫がなされた内容となっているか
4	事前面談の受付、ヒアリング	①問合せ窓口、事前面談の受付フォーム等の体制が業務遂行できるものとなっているか ②事前面談時の体制、ヒアリング項目について効果的なものであるか
5 ※	参加申込から来訪までの対応	①参加申込フォーム等が業務遂行できるものとなっているか ②市内企業や教育機関などとの関係構築が図れ、ニーズを広く収集できマッチング可能な体制となっているか ③マッチング先への同行や円滑な視察ができる体制となっているか
6	アンケート調査の実施	①本事業の目的を踏まえ、適切なアンケート項目を設定しているか
7	助成金の審査	①円滑な書類審査が可能な体制であるか
8	その他(LP の運営、面談スペースの確保等)	①事業公式サイト の運営:本市の魅力や取組みが効果的に伝わるコンセプトとなっているか(既存ページからの変更点、課題点でもよい) ②その他:参加企業へのコンテンツ紹介が効果的なものか
9 ※	業務実施体制スケジュール	①全体を通して事業関係者の経歴等を踏まえ、円滑な業務実施体制となっているか ②スケジュールは無理な工程ではないか ③参加時期が集中しないような工夫がなされているか
10	追加提案事項	①効果的な追加提案がなされているか

※項目2・5については最重点項目のため評価点×3、項目 3・9 については重点項目のため評価点×1.5 とする。

評価基準

評価基準	評価点
要件を十分に満たしており、期待を大きく上回る提案である。	10
要件を十分に満たしており、期待を上回る提案である。	8
要件を満たしており、期待するレベルの提案である。	6
要件をほぼ満たしているが、期待を下回る提案である。	4
要件を満たしていない。	0

※項目2・5については 30 点満点、また項目 3・9 については 15 点満点で評価を行い、10 点×6項目+15 点×2項目+30 点×2項目=150 点満点にて採点